

特別活動の指導内容に関する一考察

——広島県の公立工業高等学校における教科外活動に関する実態調査より——

田口 裕*

(平成27年10月31日受付)

A Study on the teaching contents concerning special activities

—— From Survey about special activities in the public technical high school of Hiroshima Prefecture ——

Yutaka TAGUCHI

(Received Oct. 31, 2015)

概要

少子高齢化が進行する中、若者の人材育成が焦眉の課題だとして、「人間力」、「社会人基礎力」、「生きる力」などをキーワードに、国を挙げた取り組みが各方面で進められている。文部科学省は初等中等教育の柱として「生きる力」の育成を学習指導要領の基本理念に据え、学校教育を推進している。この「生きる力」の育成は、従来型の知識・理解を定着させることに力点を置いた学習法だけでは身につけさせることは難しく、各教科・科目の指導の中に体験的な活動をできるだけ多く取り入れることが成否の鍵となっている。

本稿では若者の人材育成に係る視点から、高等学校で実施されている特別活動の指導内容について、平成26年5月に広島県の公立工業高等学校に対して行った「教科外の活動」に関するアンケートの調査内容をもとに考察し課題を整理した。

キーワード：人間力、生きる力、社会人基礎力、教科外活動、特別活動、ホームルーム活動

1. はじめに

戦後70年の節目となる年を迎えて、過去を振り返り日本の将来をどうすべきか、各方面で活発な議論が行われ、様々な提言が出されている。

平成26(2014)年5月、高等学校の特別活動の実態を把握するため、広島県の公立工業高等学校を対象に「教科外の活動」に関するアンケート調査を実施し、広島工業大学紀要教育編第14巻(2015)29-38に特別活動の実態調査結果を報告した。この論文では高等学校における「教科外の活動」について調査結果を整理したのだが、調査項目も多く、紙面の関係から現状紹介に留まるものであった。また、データ整理も不十分で未整理のデータもあったので調査内容を整理し直し、特別活動の在り方や指導内容について考察を加えることにした。

考察の視点として、平成18(2006)年12月に改正された新教育基本法の施行によって進行中の教育改革の動きや教育再生実行会議の提言、中央教育審議会答申など新たな学校教育変革に向けた具体的な動きを踏まえ、学校教育推進の理念となっている「生きる力」の育成に係る取り組みを中心に整理した。

2. 教育改革に関わる動向

教育は国の将来を左右する大切な事業として位置づけられ、21世紀に入り教育基本法の改正を初めとする様々な教育改革への取り組みが進行中である。この教育改革の流れは、少子高齢化による人口減少とグローバル化と情報ネットワークの広がりなど、時代の変化に学校教育の対応が間に合わなくなっている現状を鑑み、微修正ではなく抜本的な見直しが必要な時期だと認識されたことが背景にある。

* 広島工業大学生命学部食品生命科学科

平成24（2012）年4月15日、一般財団法人日本経済団体連合会から「次世代を担う人材育成に向けた教育改革」についての政策提言書が出され、大学改革の推進や高大の接続の改善、高校教育の再構築と質保証など、広範囲に渡る提言が出された。この提言に呼応するように、平成24（2012）年8月28日に開催された第82回、中央教育審議会の総会において「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」が出された。この答申には、「生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである¹⁾」として、教育の指導に係る見直しが必要である旨の方向性が示された。この答申で示された考え方は小・中・高における教育指導の在り方も通じることから、次の学習指導要領改訂では「アクティブ・ラーニング」（能動的な学習）を推進する方向性が示され、小・中学校で平成32年度以降に実施することが検討されている。

また、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくために教育改革の推進が必要不可欠だとして、平成25（2013）年1月15日、安部内閣の最重要課題の一つとして「教育再生実行会議」の開催が決定され、平成27（2015）年7月現在、31回の会議が開催されている。

この教育再生会議では、次に示すような第一次から第八次までの提言が出されている。

「教育再生実行会議」の提言

- 第一次：「いじめ問題等への対応について」
- 第二次：「教育委員会制度等の在り方について」
- 第三次：「これからの大学教育等の在り方について」
- 第四次：「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」
- 第五次：「今後の学制等の在り方について」
- 第六次：「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」
- 第七次：「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」
- 第八次：「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」

この「教育再生実行会議」の提言をもとに、中央教育審議会では教育内容や制度改革に係る審議が行われている。現在、「道徳に係る教育課程の改善等について」、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築」、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」など幅広く協議され、教育改革につながる答申が次々と出されている。これからの動向を注視したい。

もう一つの大きな動きとして、選挙権が認められる年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が平成27（2015）年6月17日の参院本会議で成立し、19日に公布されたことである。この18歳選挙権については、世界の9割近くの国で認められており、憲法改正国民投票の投票権年齢が、平成30（2018）年に「18歳以上」へ引き下げられるのに合わせた措置である。

平成28（2016）年の8月に予定されている参議員選挙から「18歳選挙権」が実施されることになっており、高校3年生の一部を含む18～19歳の若者およそ240万人が新たな有権者として政治に関わることになる。この選挙権の年齢引き下げを機会にして若者の社会的責任を自覚させ、政治への関心を高める効果につなげることが期待されている。その一方で、社会経験も少なく判断力に乏しい若者が多いとされることから、大きな効果は期待できないとする意見もある。いずれにしても学校教育の中で民主主義における選挙の意義や仕組みへの理解が深まるよう教育、啓発する役割が課せられている。「18歳選挙権」の実施に備えて文部科学省と総務省が連携して、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」とその活用のための教師用指導資料を作成して、文部科学省のWebページで公開し、全国の高等学校で活用できるように平成27年12月頃には配布できるように準備を進めている。また、「18歳選挙権」に関連して、飲酒・喫煙についての議論も話題に上がっている。

このような教育改革の流れを受けて、平成27（2015）年3月27日の学習指導要領の一部改正によって、これまで教科外活動（領域）であった小学校・中学校の「道徳」を「特別の教科 道徳」として教科へ格上げすることが決定した。また、平成27（2015）年8月5日、文部科学省は中央教育審議会による次期学習指導要領の答申素案を公表した。この素案には憲法改正の国民投票年齢を満18歳に引き下げたことを受け、新必修科目「公共」を設けることを明らかにしている。

3. 若者に求められている力

3.1 「生きる力」と「人間力」

少子高齢化、グローバル化、高度情報化など、社会環境の変化によって様々な社会問題が生起している。中でも若年失業者とニートの増加は深刻な問題として、マスコミ等で大きく取り上げられ、若者の人材育成が焦眉の課題であることを多くの人が認識するようになってきている。このような社会状況を受けて文部科学省は、変化の激しい社会を生きるために子どもたちに「確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切」だとして、「生きる力」の育成を基本理念に据えた学校教育を推進している。

この「生きる力」の基本理念は、平成8（1996）年7月19日、第15期中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中で、「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」²⁾と理念を定義している。この答申には、子供たちに「生きる力」を育てていくこと大切さにだけでなく、学校5日制、国際化、情報化、生涯教育など幅広く教育改革に関わる内容が示されている。また、平成18（2006）年12月に教育基本法が改正されたことで、関連する学校教育法などの法令も改正された。

現行の学習指導要領は「生きる力」の育成を基本理念にして改正された教育基本法で示された「豊かな情操や道徳心」「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「愛国心」などを新たな視点を加えられた内容になっている。

このところ「生きる力」と並んで「人間力」という言葉が違和感なく使われるようになってきている。この「人間力」は文部科学省が提唱する「生きる力」の理念を発展させたものである。「人間力」という言葉が広まる発端は、平成14（2002）年11月から平成15（2003）年3月まで内閣府に設置された「人間力戦略研究会」の報告書が出されて以降のことである。この研究会は教育関係者のみならず、経済・産業分野、労働・雇用分野からの有識者で構成され、研究協議の成果は平成15（2003）年4月10日に報告書としてまとめられた。この報告書の中で、「人間力」とは「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生

きていくための総合的な力³⁾と定義され、次にあげる三要素を総合的にバランスよく高めることによって「人間力」を高めることができるとしている。

- ① 知的能力的要素
基礎学力、専門知識・ノウハウを持ち、自らそれを継続的に高めていく力。
- ② 社会・対人関係力的要素
コミュニケーションスキル、リーダーシップ、公共心、規範意識、他者を尊敬し切磋琢磨しながら高めていく力
- ③ 自己制御的要素
意欲、忍耐力、自分らしい生き方や成功を追求する力。

また、「人間力」が低下した原因を次に示す五項目にまとめている。

- ① 「夢もしくは目標の喪失」
- ② 「経済の成熟化」
- ③ 「時代に対応した人材育成機会の不足」
- ④ 「職業能力のミスマッチ」
- ⑤ 「社会全体の規範力低下」

この報告書によって、若者の人材育成が焦眉の課題であることが国全体の問題であることを意識付け、学校や家庭・地域、企業等、それぞれの場で取り組むべき課題と方向性を示した意義は大きい。また、この提言で示された内容は各方面で具体的な取り組みとして実行され、教育活動にも大きな影響を与え、体験を意識的に取り入れる動きにつながっている。

3.2 若年者育成に係る取り組み

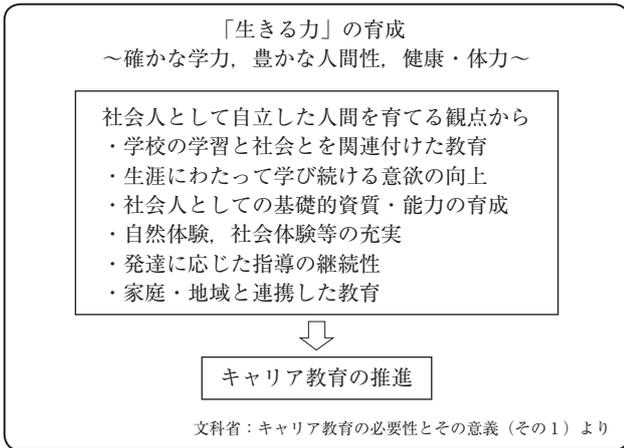
「フリーター」や「ニート」呼ばれる言葉が生まれ、社会問題化して久しいが、バブルの崩壊以降、就職氷河期を経て、若者の仕事に対する考え方が変わったといわれている。この若年層の雇用問題に対して政府は、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4府省からなる、「若者自立・挑戦戦略会議」を平成15年4月に発足させている。そして、同年6月には、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」が取りまとめられた。

(1) 文部科学省の取り組み

文部科学省は、「若者自立・挑戦プラン」に基づいて

- ・ 小学校段階からの勤労観、職業観の醸成
- ・ 企業実習と組み合わせた教育の実施
- ・ いわゆるフリーターの再教育
- ・ 高度な専門能力の養成

など、それぞれの立場に応じた支援策を「キャリア教育総合計画」として具体化して、将来を担う若者の人間力強化を目指し、取り組みが始まった。文部科学省は、キャリア教育の必要性とその意義を次のように整理している。



平成11（1999）年12月、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の中で「キャリア教育」の必要性が公的に提唱された。その後、中央教育審議会が平成23（2011）年1月に出した「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」の中で、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」⁴⁾と定義している。また、「子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められている。」として、文部科学省は「生きる力」の育成を図る一環として、発達段階に応じて小・中・高でキャリア教育が実施されている。実施に当たっての留意点として、家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校ごとに目的を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要があるとしている。

(2) 経済産業省の取り組み

経済産業省は、平成18（2006）年度より「職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事をしていくために必要となる基礎的な能力」を「社会人基礎力」と定義し、職場や地域社会で働く人が身につけるべき力と位置づけて、若者を中心とする人材育成に取り組んでいる。図1は、経済産業省がまとめ

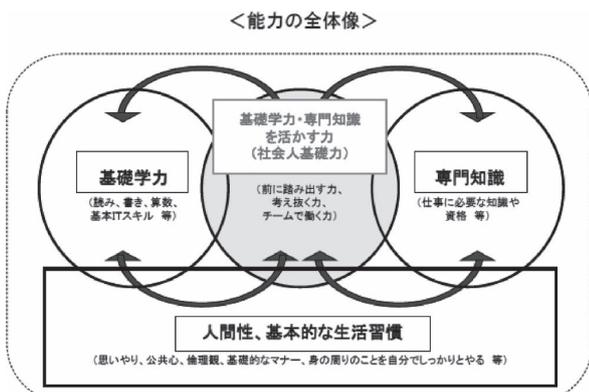


図1 「社会人基礎力」の関係図（経済産業省資料より）

た「社会人基礎力」を構成する能力についての全体像である。

この「社会人基礎力」は激変する社会環境の中で生きていくために必要な基礎能力で「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つの能力（12の能力要素）から構成されるとしている。その内容を次に示す。

- ① 前に踏み出す力（アクション）
 - ・主体性：物事に進んで取り組む力
 - ・働きかけ力：他人に働きかけ巻き込む力
 - ・実行力：目的を設定し確実に行動する力
- ② 考え抜く力（シンキング）
 - ・課題発見力：現状を分析し目的や課題を明らかにする力
 - ・計画力：課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力
 - ・創造力：新しい価値を生み出す力
- ③ チームで働く力（チームワーク）
 - ・発信力：自分の意見を分かりやすく伝える力
 - ・傾聴力：相手の意見を丁寧に聴く力
 - ・柔軟性：意見の違いや立場の違いを理解する力
 - ・状況把握力：自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力
 - ・規律性：社会のルールや人との約束を守る力
 - ・ストレスコントロール力：ストレス発生源に対応する力

3.3 「生きる力」と「社会人基礎力」

小・中・高などの初等中等教育機関では平成10年に改訂された学習指導要領から「生きる力」を基本理念とする教育活動が展開されている。また、大学や専門学校などの高等教育機関や企業等でも「社会人基礎力」身につけさせる取り組みが積極的に展開されている。

社会人基礎力は図1に示されているように、学校教育等で身につけた基礎学力や専門知識を有効に活かす第三の力として、両者を関連づけ、活かすために必要なものとして位置づけられている。そして、これら三つの力を下支えし、育む基盤となっているのが、人間性と基本的な生活習慣である。この人間性や基本的な生活習慣は日常生活の中で繰り返される行為や様々な体験を積み重ねることによって、徐々に身につくもので、自然と身につく性格のものではない。また、子どもたちが主に活動する場は学校や家庭である。よって学校と家庭が必然的に子どもたちを見守り、指導・助言する場となっていることから、その果たす役割は大きく、責任も重い。また、学校教育の中で、人間性と基本的な生活習慣を身につけさせる中心的な役割を担っているのは、ホームルーム活動を中心とした特別活動である。

4. 高等学校における特別活動

4.1 特別活動の指導内容

教科外の活動の要である特別活動は、教科学習だけでは学ぶことの難しい教育内容を幅広く取り扱う教科外の活動として位置づけられており、集団生活を通して生き方・在り方を身につけられるように、様々な体験をさせる機会を与えることにある。また、総合的な学習の時間と連携をし

ながら教育活動が行うことになっている。

特別活動は基本的にホームルーム（HR）活動を週1回、1単位（50分授業：年間35週）時間で指導されている。また、朝と放課後のショートホームルーム（SHR）や全校集会、清掃活動などを含め、学校の全ての教育活動を通して適宜、あらゆる機会を有効活用して指導が行われるのが大きな特徴である。

高等学校学習指導要領で示されている特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」⁵⁾とある。

特別活動の指導内容は「ホームルーム活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の三つから構成され、ホームルーム活動については、「ホームルームや学校の生活づくり」、「適応と成長及び健康安全」、「学業と進路」に分けて指導内容を次に示す18項目にまとめられている。

- (1) ホームルームや学校の生活づくり
 - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
 - イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 適応と成長及び健康安全
 - ア 青年期の悩みや課題とその解決
 - イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
 - ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
 - エ 男女相互の理解と協力
 - オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
 - カ ボランティア活動の意義の理解と参画
 - キ 国際理解と国際交流
 - ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
 - ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- (3) 学業と進路
 - ア 学ぶことと働くことの意義の理解
 - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
 - ウ 教科・科目の適切な選択
 - エ 進路適性の理解と進路情報の活用
 - オ 望ましい勤労観・職業観の確立
 - カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

生徒会活動に係る指導内容については

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

が挙げられている。また学校行事に係る内容として

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊の行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

5項目が示されている。

特別活動の取り組み状況は校種・課程、設置されている学科等の違いが、取り組み姿勢にも影響しており、指導内容にも若干の違いが見られる。それは、学習指導要領には指導項目しか示されていないので、具体的な指導内容については各学校の特色や特長を活かして行うことを想定していることによるものである。従って、各学校では学校の特色・特長を活かしながら、組織的に指導内容の偏りや場当たりの活動にならないように、全体計画を作成し、3年間を見通して、実施時期や指導内容をバランス良く配置した指導計画が作成され、それに基づく指導が行われている。

4.2 特別活動と「生きる力」

「生きる力」の育成を理念とする教育活動が現在、各学校で組織的に実施されているが、この理念が導入されたのは平成10（1998）年の学習指導要領からである。「生きる力」を育成するためには、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」や「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、そして、「たくましく生きるための健康や体力」が必要な要素だとして、教科外の活動の中に、児童・生徒が自ら課題を設定して課題解決に向けた取り組みを通して学ぶ「総合的な学習の時間」が新設された。また、「生きる力」育成は知識・理解を深めるだけでは身につけることが難しいことから、可能な限り体験的な活動を増やす努力が払われている。体験的な活動を通して学ぶことの大切さが見直され、全ての教科・科目の指導に能動的な活動を取り入れる動きが生まれている。また、取り組み姿勢も学校によって異なり、地域性や学校の特徴を活かしたユニークな取り組みも増えている。

「生きる力」の育成は教科外の活動で主に取り組まれているのが現状である。小・中学校では教科外の活動は「特別活動」と「総合的な学習の時間」そして「道徳の時間」で構成されている。また、高等学校では「特別活動」と「総合的な学習の時間」から構成され「道徳の時間」は割り当てられていない。従って高等学校では「道徳教育」は全ての教科・科目の中で指導することになっている。限られた授業時間数の中で道徳指導を行うには限界があるので、必然的に特別活動や総合的な学習の時間・課題研究の時間などを活用して道徳教育の内容を取り扱い、指導しているのが実態である。

「総合的な学習の時間」は「横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の（在り方）生き方を考えることができるようにする。」⁶⁾こと

を目標にしており、小・中・高を通して実施されている。また、学習活動が各教科等にまたがることから、指導内容は特に示されておらず、年間総授業時数に縛りがあるだけで、どのような内容・方法で実践するかは各学校に委ねられている。高等学校では総合的な学習の時間と課題研究等の履修については代替がみとめられており、専門学科では「総合的な学習の時間」を「課題研究」で代替するところが多い。

広島県の工業系学科を設置する学校では表1に示すように、課題研究は全ての学校で実施しており、単科の工業高校の5校中3校が課題研究を総合的な学習の時間の代替科目にしている。残り5校については、総合的な学習の時間と課題研究の両方を実施している。

表1 総合的な学習の時間・課題研究の実施状況

学校名	総合的な学習の時間	課題研究	備考
A校		○	工業単科
B校		○	工業単科
C校		○	工業単科
D校	○	○	工業単科
E校	○	○	工業単科
F校	○	○	普通科併設
G校	○	○	複合学科
H校	○	○	総合学科
I校	○	○	総合学科

単科の工業高校が課題研究を総合的な学習の時間の代替科目として実施する中、D校は1年次は「進路研究」を統一テーマとして総合的な学習の時間（1単位）を実施している。また、E校は総合的な学習の時間として、1学次「進路研究」（2単位）、2学次「進路探究」（1単位）実施しており、1年生のときには工場見学、2年生ではキャンパス見学とインターンシップを実施し、キャリア教育を柱した取り組みとなっている。そして、G校は工業科、商業科、家庭科、看護福祉科を設置した学校として、総合的な学習の時間を学校設定科目に設定し、インターンシップを年間行事に位置づけ、1年次は産業探求、2年次はインターンシップ、3年次は産業総合実習として実施している。いずれの学校も進路選択に力を入れており、課題研究や総合的な学習の時間を有効活用して「生きる力」の育成を図る取り組みとなっている。

平成11（1999）年、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の中で「小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施する必要がある。」との提言を受けて、「生きる力」の育成を図る方策の一つとしキャリア教育が小・中・高を通じて、全国各地で実施されている。キャリア教育を通して

- ・望ましい勤労観、職業観の育成
- ・学ぶこと、働くことの意義の理解、及びその関連性の把握
- ・啓発的経験と進路意識の伸長
- ・職業生活、社会生活に必要な知識、技術・技能の習得への理解や関心
- ・社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神の涵養等

が図られている。実施に当たって、各学校ごとに目的が設定され、発達段階に応じて、体験的な学習を重視した取り組みが、教育課程に位置付けられて計画的に実施されている。地域によって取り組み状況は異なるが、小学校では職業調べを中心に実施され、中学校では2日～5日程度の職場体験、高等学校では3日～5日間のインターンシップ（就労体験）が行われているのが現状である。

平成24（2012）年1月に国立政策研究所生徒指導研究センターから出された「職場体験・インターンシップ実施状況等経年変化に関する報告書（平成16年度～平成22年度）」によると、全国学力・学習調査における正答率と職場体験との関連についての報告がなされ、因果関係を実証するものではないが「職場体験を実施しているところは学力も相対的に見て高い傾向にある。」こと。また、「学習意欲を喚起するための有効な方策の一つである。」⁷⁾としている。

表2は、同研究所がインターンシップが教育課程等どのように位置づけられているかまとめたものである。

また、この報告書によると「高等学校におけるインターンシップの教育課程上の位置づけは、学科によって異なっている。具体的には職業に関する学科や総合学科におけるインターンシップは、現場実習等の職業に関する教科・科目や学校設定教科・科目の中で実施されることが多いが、普通科の場合は、教育課程に位置づけず、長期休業中などの機会に希望者を対象として実施されるケースが多い。・・・なお、高等学校において、インターンシップを総合的な学習の時間に位置づける学校は全体の3割未満に留まっている。」⁸⁾実態が明らかにされている。

表3は平成26（2014）年5月に実施した広島県の公立工業高等学校の実態調査で判明したインターンシップの実施状況である。9校、全ての学校でインターンシップは実施されており、指導等については、9校中7校が特別活動の中で行われていることが分かった。

国の経済状況によって毎年、進路環境は変化するが、文部科学省が実施する平成26（2014）年度の学校基本調査によると、高等学校全体の卒業後の進路は、大学等への進学者が53.8%、専門学校に17%、就職する生徒が17.5%と報告されている。個別で見ると、普通科では大学等に進学するものが63.4%、専門学校に15.5%、就職は8.4%となっている。一方、工業高校では大学等への進学が14.5%、専門学校に14.5%、就職が64.7%になっている。このように、

表2 教育課程等への位置づけ

教育課程等への位置づけ		当該学年 全員参加	当該学年 希望者参加
現場実習等教科・科目の中で実施	785校	462校	296校
	22.1% (21.7%)	60.9%	39.1%
課題研究の中で実施	182校	84校	98校
	5.4% (5.9%)	46.2%	53.8%
学校設定 教科・科目 で実施	314校	132校	182校
	9.4% (10%)	42.0%	58.0%
総合的な学習の時間 で実施	696校	545校	150校
	20.8% (20.4%)	78.4%	21.6%
特別活動で実施	312校	215校	97校
	9.3% (9.7%)	68.9%	31.1%
総合的な学習の時間 で実施し特別活動の 学校行事に読替	106校	82校	24校
	3.2% (3.4%)	77.4%	22.6%
「教科外における学 修」として実施	379校	43校	336校
	11.3% (11.4%)	11.3%	88.7%
教育課程には位置づ けず実施	1,821校	233校	1,588校
	54.5% (53.0%)	12.8%	87.2%

※ 公立高等学校数：4,137校 (3,339校) 実施学校数：3,342校 (3,339校) 実施率：80.8% (79.8%)
 国立教育政策研究所 平成25年度 職場体験・インターンシップ実施状況調査より

表3 インターンシップ実施状況

学校名	対象者	日程	担当分掌	指導方法	単位認定
A校	2・3学年 就職希望者	夏休、 3～5日	教育研究部、 各学科	放課後指導	有
B校	2学年 希望者	夏休、 3日程度	進路指導部	特別活動で指導	
C校	2学年 全員	11月、 5日間	教育企画部		有
D校	2・3学年 希望者	夏休、 3日程度	進路指導部、 各学科	特別活動で指導 参加者は別途放課 後指導	
E校	2学年 希望者	夏休、 3～5日	進路指導部	特別活動で指導 参加者は別途放課 後指導	
F校	2学年 就職希望者	夏休	教育研究部	特別活動で指導	
G校	2学年 全員	夏休、 5日間	教育研究部、 2学年会	学校設定科目：「イ ンターンシップ」 で通年指導。	
H校	2学年 就職希望者	夏休	進路指導部	特別活動で指導 参加者は別途放課 後指導	
I校	1学年 希望者	夏休、 3日間	進路指導部	特別活動で指導	

普通科と工業高校では進路状況は大きく異なっている。このように進路状況の違いは特別活動の中で取り扱う進路指導内容にも大きな影響を与えている。

工業高校では就職する生徒の割合が高いため、入学時よ

り具体的な進路目標を持たせるため、職業生活、社会生活に必要な知識や技術・技能の習得への理解や関心を持たせるため積極的に資格・検定試験に挑戦させる取り組みが行われている。授業で学ぶ基礎知識が身につければ容易に取得できることから、英語検定や漢字能力検定、数学検定、簿記検定などに挑戦する生徒も多い。また、専門高校では、資格取得を取得していれば就職活動に有利だとし、高度な資格取得にも挑戦する生徒も多い。特徴的な取り組みとして、工業高校では「ジュニアマイスター顕彰制度」を活用した指導を行っている。

この「ジュニアマイスター顕彰制度」は、平成13(2002)年4月1日に全国工業高等学校長協会(全工協)が「工業系学科の生徒が職業資格の取得や技術・技能検定の合格を通して、工業に関する知識・技術・技能を習得し、自信と誇りを持って、産業界で活躍できるよう励ますことを目的として、ジュニアマイスター顕彰を実施する。」⁹⁾として始めたもので、企業等からも注目されている取り組みである。この制度は、全国の工業系学科・工業高校に在籍する高校生が3年間で取得した資格を全工協が作成した区分表に従って点数化し、その得点合計が30点以上の場合、ジュニアマイスターシルバーの称号を授与し、45点以上のときはジュニアマイスターゴールドを授与する制度である。

この区分表¹⁰⁾は国や県、民間団体・企業等が実施している様々な資格・検定試験を難易度に応じて点数化し、Sランク30点、Aランク20点、Bランク12点、Cランク7点、Dランク4点、Eランク2点、Fランク1点とするものである。また、SランクまたはAランクが1つ以上かつ、上位8つの資格の合計点数が60点以上の場合、学校長の推薦により個人特別顕彰を受けることができる。その中から更に優秀な者を全国工業高等学校長協会理事長賞として表彰している。また、最も優秀な者は経済産業大臣賞に推薦される制度になっている。この取り組みは生徒に技術・技能の力を身につけさせるだけでなく、人材育成の機能も果たしている。表4は平成24年～26年度の中国地区・全国のジュニアマイスター称号取得状況の推移である。

表4 ジュニアマイスターの取得状況

	ゴールド			シルバー		
	H24	H25	H26	H24	H25	H26
鳥取	18	19	13	44	31	38
鳥根	32	22	20	44	41	48
岡山	95	139	143	95	263	287
広島	50	50	59	50	150	141
山口	91	109	151	91	211	199
全国	3,728	3,840	3,866	7,985	7,701	7,392

全国工業高等学校長協会発表の調査結果より抜粋

この制度を利用してジュニアマイスターの称号を取得した生徒たちは、自信と誇りを持って進路決定をしており、「生きる力」の育成につながる取り組みにつながっている。また、この制度は企業からも注目され、就職する際の採用基準の一つとして評価されている。

「生きる力」の育成は全人的な活動を通して身につけさせる必要があるため、学校教育のあらゆる教育活動の機会や場を捉えて、生徒に刺激を与え、指導・助言することに注意が払われている。また、特別活動や総合的な学習の時間を通して学んだことを生徒自身が振り返り、確認する場として成果発表会を設けている学校が多い。広島県の工業系学科を有する全ての学校では、年度末に学習成果発表会を開催している。この成果発表会には保護者、地域住民、周辺の中学校生、インターンシップに協力した企業等が招待され、様々なことに挑戦した生徒の取り組み成果が披露されている。発表内容は、総合的な学習の時間や課題研究の成果に留まらず、インターンシップの体験報告や就職活動体験など幅広く紹介することで学校のPRにもなっている。また、実施場所を設備の整った校外の総合施設を利用する学校が多い。校外で成果発表会を実施する主な理由は、学校環境と異なる場所での発表体験は、生徒に適度の緊張感を与え、外部講評を受けることで客観的な振り返りを促すことができ、相乗的な学習効果が期待できることにある。

特別活動における「生きる力」の育成に係る取り組みは、学校が置かれている環境や校種・課程によって大きく異なるが、学校の特徴を活かしながら試行錯誤することで着実に前に進んでいる。

5. 学習環境の変化

5.1 情報端末の普及による影響

21世紀を境にして、インターネットを初めとする情報通信システム網のインフラ整備が進み、情報端末の高機能化と普及率の向上に伴い、我が国では、情報の収集方法やコミュニケーション手段として、老若男女を問わず携帯電話・スマートフォンを初めとする情報端末が日常的に利用される社会になっている。特徴的なことは、個人がリアルタイムに情報を自由に収集できるとともに、情報の発信ができるようになったことにある。このような社会変化は家庭や地域のつながりを希薄化する一方で、ネットワークを介したつながりを生み、人間関係の複雑化が新たな社会問題を生起している。また、情報化によって誕生した新たな生活様式や価値観は、国や地域に根付いている文化・伝統を初めとする多様な価値観との間に軋轢を生じており、功罪相半ばするものとなっている。

このような社会環境の急激な変化は教育現場にも例外なく影響を与え、新しいタイプの問題が生起している。現実を真摯に受け止め、時代の変化に対応した方策を早急に確

立することが必要になっている。一方、情報化への対応を積極的に受け入れ、ICTを授業で活用する動きも広がっている。教育環境の変化に対応した指導方法や教育内容の改善・充実に向けた取り組みも始まっている。

携帯電話やスマートフォン等の情報端末を介したコミュニケーション手段は確かに便利で行動範囲を広げられる道具として有効だが、一方で利用者の倫理観（情報モラル）が身につけていなければ社会に混乱を招く元凶になるものである。小・中・高では情報端末の取り扱いについては、これまで「学校で使う必要が無いもの。」として、全国的に大半の学校が校内への持ち込みを原則禁止してきた。広島県教育委員会においても平成23（2011）年10月に保護者向けに「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に係る保護者向け啓発資料について（通知）¹¹⁾を出して家庭と連携して注意喚起をし、学校での指導も継続している。実態として、無断で学校に持参して休憩時間等で利用したり、学校の登下校時には街頭や公共の交通機関の中で利用する姿が見られることから指導の難しさを窺い知ることができる。一方、ICT化によってタブレットPCの導入が検討され、一部の学校では既に授業での活用が始まっている。また、インターネットを活用して授業を提供するMassive Open Online Course（MOOC：ムーク）と呼ばれるサービスなども始まっており、多様な学びの手段が増えている。ICTを活用した授業の在り方を如何にすべきか対応と対策が求められている。

ICT化への対応については既に小・中・高を通じて情報教育実施され、機器の取り扱いや情報倫理（モラル）に係る指導は行われているが、指導内容と実社会で生起している内容には大きなズレを感じる。学校教育で指導する内容と現実の隙間を如何に埋めるかが大きな課題である。

近年、教育現場で生起する新しいタイプの問題には、情報端末を介したものが多くなっている。現在、生徒の大半が情報端末を利用しており、電子メールやLINEを初めとするSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用してコミュニケーションを取っている状況がある。

SNSはオープンな関係を基本とするものだが、閉じたグループも構築することが可能である。この機能を利用して生徒は友達関係の証しとして、SNSでグループ作り、人間関係を構築している状況が見られる。閉じたグループでの情報交換は外部に様子を知られることがなく行うことができるので、いじめの温床にもなり易い。いずれにしても、仮想空間での情報交換は、直接顔を合わすことがないので、場の雰囲気や相手の表情も感じ取ることは難しい。従って、相手を思いやる気持ちよりも、自分の思いを優先させることになり、感情的にもなりやすい。また、小さなことから言い争いになり、誹謗中傷から大きな事件へと発展することも珍しくない。このように、新しいコミュニケーション手段は便利な一

面、人間関係が複雑になり、外部からも状況把握が難しい側面がある。そのため、問題が表面化したときには重症化していることも珍しくない。これまで培ってきた対処法だけではとても対処できない問題となっている。日常生活の中で利用されている情報端末を介して、生徒が加害者や被害者にならないために学校で何ができるか模索が続いている。

5.2 問われる授業形態

これまで、大学を初めとする学校教育では、大半の授業が講義形式で実施されている。この講義形式の授業では教師から生徒への一方向の指導・助言になり、受け身の学びとなり易い。受け身の学びは、自分で考えて行動する力や状況の変化に柔軟に対応する力、応用力も付きにくい。

平成24（2012）年8月に開かれた中央教育審議会が出された答申には、学修者が能動的に授業に係わる参加型の学修が必要だとして、アクティブラーニングの導入を勧めている。次の学習指導要領の改訂には、アクティブラーニングを積極的に導入する方向性が打ち出されることになっている。このアクティブラーニングは小グループによるディスカッション、ディベート、グループワーク等を学習活動の中に取り入れることによって、学習者の能動的な学修への参加を促し、自ら考えて行動することにつながる学習法として注目されている。また、学びの質や深まりを重視し、知識・技能を定着させ、学習意欲を高めることが期待できるとして、授業の中に積極的に取り入れることが求められている。

アクティブラーニングは参加者が双方向で意見交換する中で互いを認め合い、考え方の違いに気づき、多面的な見方もできるようになる学びの手法の一つである。アクティブラーニングの手法を小・中・高等学校においても積極的に取り入れることで、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等での学びが主体的・協働的な活動となり成果も上がっている。また、ホームルーム活動の中でグループワークやグループディスカッション等を取り入れることで学級活動の活性化効果もある。

現在、ICT化の一環として電子書籍が導入されるなど、学習環境が大きく変わる節目を迎えている。学習形態や指導法を見直す好機と捉え、これから全ての教科・科目の授業展開に能動的な学びを積極的に取り入れ、教師と生徒が双方向で学ぶ環境を早急に構築し実施する必要がある。

6. おわりに

若者の人材育成が焦眉の課題だとして、人材育成をキーワードにした取り組みが学校教育のみならず社会全体を巻き込んだ動きになっている。特別活動は教科外の活動として教科・科目の中で扱にくい教育内容や各教科・科目にまたがる内容を取り扱っている。また、社会環境の変化に

伴って生起する様々な諸問題を取り上げて、生徒自身に考えさせ、自己決定を支援をする場としても重要な役割を果たしてきた。近年、社会環境が大きく変化したことで、これまで学校教育で扱ってきた経験のない事柄も増えている。とりわけ新しいコミュニケーション手段が日常生活の中に取り入れられたことによって生起した諸問題への対応は不十分で、場当たりの対応に留まっている。

本研究は若者の人材育成に係る視点から、昨年度（平成26年）に広島県の公立工業高校9校に対し、特別活動を中心とする教科外の活動について実態調査した結果を参考にしながら、特別活動の課題を次のように整理した。

① ホームルームについて

教育環境が大きく変化しても学校生活の拠り所、学びの場として重要な役割を担っているのはホームルームである。ホームルームは担任と生徒が毎日顔を合わせ、直接言葉を交わすことで人間関係が築かれ、家族のような機能を果たしているため、ホームルームの運営が安定していなければ安心して学校生活を送ることはできない。ホームルーム活動を通して直接人と係わることの大切さを実感させ、新しい環境に適応するために必要な協働を学ぶ場として、一人一人が自分で考えて行動できるように指導助言することが担任としての役割である。従って、担任は特別活動の時間だけでなく、朝と放課後のSHRや休憩時間を有効活用することに力を入れる必要がある。そして、小さな積み重ねが持つ力を信じ、日頃から生徒の動向や社会状況の変化に注意を払い、生徒との関わりをできるだけ持つことが重要である。留意点として

- ・自分で判断して行動する力が弱まり、困ったときは直ぐ、外部に答えを求めようとする傾向があるので、自分で考えて行動できるように、自己決定させる場面を増やすこと。
- ・社会動向に関心を持たせるため、担任自信が社会状況の把握に努め、SHRを利用して情報提供を行い生徒に考えさせる機会を与えること。
- ・情報端末の利用法、いじめ防止、薬物等、新しい社会問題について、対応策と一緒に考える取り組みを積極的に行うこと。
- ・生徒・保護者との連携を深めること。
- ・人との関わりを広げる方策として、クラス編成を柔軟にすることが考えられる。カリキュラム編成上、高等学校では学科別のクラス編成が主流であるが、学科の枠を外したホームルーム活動が実施できれば、人間関係の活性化が期待できる。

② 学業と進路について

学校教育が果たすべき究極の役割は、人としての在り方生き方を自覚させ、生きる糧を見つけるために学び、体験

する場を提供し、自立した人間になるための手助けをすることにある。この究極の目的を果たすため、各学校では「智・徳・体」のバランスの取れた若者を育てることを目標にして教育活動に力を注いでいる。

「智」の育成については知識・理解の内容なので、基礎学力や専門的な知識や技能を身につけさせる指導法や評価方法は確立され実績もあるが、「徳」に関する指導法や評価方法は確立されているとは言い難い。

「徳」は身についた品性、社会的に価値のある性質、善や正義にしたがう人格的能力のことを意味しており、心の問題として扱われることが多い。また、「智」を活かすために必要な「第3の力」として捉えることもでき、「人間力」、「生きる力」、「社会人基礎力」などに包括されるものでもある。この「徳」については、社会生活をする上で必要だと理解はできても、学校教育の中でどのように指導し評価すべきかについては、十分な経験と実績はない。これまでも徳の育成は「道徳の時間」を中心に指導されているが、指導方法も評価方法も十分に確立されているとは言い難い。次の学習指導要領の改訂から小・中学校では道徳を教科に位置づけた指導が行われることになっているが、高等学校では道徳の指導は、全ての教科・科目を通して学ぶことにならない。必然的にホームルームを中心とした特別活動の中で指導することになるだろう。従って、これからの小・中学校での道徳教育の動向を見据え、3年間を見通した指導内容を学校全体で考え、指導計画を作成して指導にあたる必要がある。

進路指導については、小・中・高の発達段階に応じたキャリア教育が行われるようになってから、様々な体験を通して学ぶ機会も増えてきた。体験を通して学んだことを実生活の中で活かし、進路目標につなげる児童・生徒も増えている。また、生涯学習の必要性と、多様な進路選択ができる社会であることを少しずつ理解するようになってきている。高等学校ではインターンシップの導入は専門高校の進路決定に大いに役立っている。普通科高校での取り組みはまだ少ないので、もっと参加者が増えれば、希望する職業を見据えた進学先の決定にもつながり易くなり、高等教育での展開も大いに期待できる。また、全工協が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」の事例で明らかのように、資格取得を促し支援することが進路決定をする上でプラスに働くので、進路指導の取り組みの一つとして各学校での取り組みを期待したい。

③ 学校行事について

学校行事は自発的、自治的な集団活動への参加を通して、集団の一員としての自覚を深め、望ましい人間関係の形成を図ることにある。学校行事には、入学・卒業式、始業・終業式、創立記念日等の儀式的行事、文化祭、音楽鑑賞会などの文化的行事、クラスマッチ、体育祭、防災訓練などの健康安全・

体育的行事、遠足、修学旅行、集団合宿などの旅行・集団宿泊的行事、そして、学校周辺の清掃活動などの勤労生産・奉仕的行事など扱う内容は広範囲に渡っている。また、社会環境の変化に応じて行事項目は増加傾向にあり、限られた時間の中で実施できる行事には限界がある。従って、良き伝統を残しながら、学校行事を充実させるために取捨選択が必要不可欠となっている。恒例行事を取りやめることは功罪相半ばすることなので、学校全体で議論し方向性を確認しながら取捨選択をし、行事計画を立て臨機応変の対応が必要である。

これまで教育環境の変化と特別活動に係る内容について述べてきたが、最終的に学校教育を司るのは、教師の専門教科の指導力と教師自身の社会人として自立、大人としての生き方が確立していなければ教育は成り立たないということである。社会変化の激し現在の状況乗り越えるためには、教師は児童・生徒と共に歩み、成長する存在であることを自覚し、絶えず自己研鑽を怠らず、社会の変化に敏感であることの大切さを確認してまとめとする。

文 献

- 1) 第82回中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(答申) P.10 平成24年8月28日
- 2) 第15期中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(答申)(3) 今後における教育の在り方の基本的な方向 平成8年7月19日
- 3) 人間力戦略研究会報告書「若者に夢と目標を抱かせ、意欲を高める～信頼と連携の社会システム～」 P.10 平成15(2003)年4月10日
- 4) 第74回、中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申) P.22 平成23年1月31日
- 5) 文部科学省：高等学校学習指導要領 平成21年3月 P.294(特別活動)
- 6) 文部科学省：高等学校学習指導要領 平成21年3月 P.292(総合的な学習の時間)
- 7) 国立政策研究所生徒指導研究センター「職場体験・インターンシップ実施状況等経年変化に関する報告書(平成16年度～平成22年度)」平成24年1月 P.7
- 8) 国立政策研究所生徒指導研究センター「職場体験・インターンシップ実施状況等経年変化に関する報告書(平成16年度～平成22年度)」平成24年1月 P.10
- 9) 全国工業高等学校長協会：平成27年度 全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度実施要項 平成27年6月1日付け通知
- 10) 全国工業高等学校長協会：<http://www.zenkoukyo.or.jp/> ジュニアマイスター顕彰制度区分表
- 11) 広島県教育委員会 保護者向け啓発資料